

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第 2 期）

目次

（基本的な目標）

- 第 1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織
- 第 2 教育研究等の質の向上に関する目標
- 第 3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標
- 第 4 業務運営の改善及び効率化に関する目標
- 第 5 財務内容の改善に関する目標
- 第 6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
- 第 7 その他業務運営に関する重要目標

（基本的な目標）

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「法人」という。）が設置する山陽小野田市立山口東京理科大学（以下「山口東京理科大学」という。）は、薬工系の基礎的知識と専門的な学術を教育・研究するとともに、地域に根差し、地域社会の発展に寄与する「地域のキーパーソン」の育成に取り組んできた。

今日、我が国は、急速に進む人口減少と少子高齢化、人工知能（A I）※¹や情報通信技術（I C T）の進歩、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大など、これまでの常識や慣例が通用しない社会経済情勢を迎えている。

このような中、確かな基礎学力と高度な専門知識とともに、創造力、コミュニケーション力、リーダーシップといった人間ならではの技能を身につけ、新たな価値を創造することのできる人材が求められている。

地域への貢献を第一義に考える郷土愛に満ちた人材、また、産学官の場で、さらに医療・保健・福祉の場でリーダーとして活躍する人材を養成している山口東京理科大学は、地域に根差した高等教育機関として期待される役割を果たし、地域に必要とされる魅力ある大学づくりを進めていかなければならない。公立薬工系大学の特徴を活かした「知（地）の拠点」として教育・研究の一層の向上に努める必要がある。

山陽小野田市は、山口東京理科大学が、「知のローカル・ハブ」として企業、医療機関、教育機関、地域社会等との連携を深め、地域の課題とニーズを的確

に把握し、地域のポテンシャルを引き出し、地域の発展に寄与する大学として発展し続けるために、次のとおり中期目標※²を定める。

第 1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

- 1 中期目標の期間
中期目標の期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの 6 年間。
- 2 教育研究組織
この中期目標を達成するため、次のとおり学部※³及び大学院研究科※⁴を置く。

(1) 学部

学 部	学 科
工 学 部	機 械 工 学 科
	電 気 工 学 科
	応 用 化 学 科
	数理情報科学科
	医 薬 工 学 科
薬 学 部	薬 学 科

(2) 大学院研究科

研究科	専 攻	課 程
工 学 研 究 科	工 学 専 攻	修 士 課 程 ※
		博 士 後 期 課 程
	機 械 工 学 専 攻	修 士 課 程
	電 気 工 学 専 攻	修 士 課 程
	応 用 化 学 専 攻	修 士 課 程
薬 学 研 究 科	数 理 情 報 科 学 専 攻	修 士 課 程
	薬 学 専 攻	博 士 課 程

※令和 7 年 4 月学生募集停止

第 2 教育研究等の質の向上に関する目標

- 1 教育に関する目標
(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

ア 3つの方針（入学者受入れの方針^{※5}、教育課程編成・実施の方針^{※6}、卒業認定・学位授与の方針^{※7}）に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、教学マネジメント^{※8}の確立に取り組み、学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にするとともに、学修者一人一人の学修成果^{※9}・教育成果^{※10}の把握・可視化できる、学修者本位の教育システムの構築を目指す。

イ 社会の変化に対応するために必要な基礎的で普遍的な知識・理解、汎用的な技能等^{※11}を持ち、その知識と技能を活用し、自律的に責任ある行動をとることができる人材を育成する。また、専攻分野についての専門性に加え、幅広い教養を基に、新しいアイデアや構想を生み出せる力を身につけ、一般教養教育・キャリア教育^{※12}の充実とともに、学部・学科横断型の履修を可能にし、時代の変化に合わせた教育を実施する。

ウ S D G s ^{※13}が目指す社会や今後、到来が予想される Society5.0^{※14}が目指す社会、さらに、人生100年時代を迎える社会において、山口東京理科大学の特色・強みである「工学」と「薬学」の教育研究活動を更に伸長するとともに、人文社会学や自然科学等の幅広い分野の学術研究についても活性化を図り、予測不可能な時代における課題を解決するための新たな価値「新しい知」を生み出すことができる教育研究活動の展開を目指す。

エ デジタル時代の「読み・書き・そろばん」である「数理^{※15}・データサイエンス^{※16}・A I」を日常の生活、仕事等の場で使いこなすことができる基礎的素養を身に付ける。また、学修した数理・データサイエンス・A Iに関する知識・技能をもとに、これらを扱う際には、人間中心の適切な判断ができ、不安なく自らの意思でA I等の恩恵を享受し、これらを活用できる人材を育成する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

ア 山口東京理科大学が掲げる基本理念・教育方針に基づいた教育研究及び人材育成の推進並びに多様化する教育方法に柔軟に対応するため、教育体制の充実・強化を図るとともに、教育環境の整備・改善を進

め、総合的な教育力の向上に取り組む。

イ 学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用できる体制を整える。

ウ 企業や医療機関、他の高等教育機関、地域社会等との協力・連携を推進し、多様な学生・教員が存在し、多様な価値観が集まるキャンパスを目指し、個々人の特性を伸ばしつつ、多様で柔軟な教育プログラムを提供できる体制の整備に努める。

エ 「工学」と「薬学」の専門領域の強み・特色を明確化し、時代の動向や社会構造の変化に対応する大学院教育の体制の整備に努める。

(3) 入学者選抜に関する目標

ア 入学者受入れの方針に基づき、学部及び大学院研究科の入学者選抜を実施するとともに、文部科学省が指導する大学改革に則して、入試方法の多様化や評価尺度の多元化に努める。

イ 市内・県内の優秀な学生の確保を軸に、志願者のエリアを全国に広げ、高い目的意識と学習意欲を持ったより多くの志願者の確保を目指す。

ウ コロナ禍において急速に進歩したW e bやオンラインを活用しての募集活動をより効果的に展開し、ブランド力の向上に繋げる。

2 学生への支援に関する目標

(1) 安心して学べる環境の整備

経済的に困窮する学生が安心して学業に専念できるよう、経済的な支援の充実を図るとともに、全ての学生が充実した学生生活を送れるよう、心身両面を支援する体制の整備・充実に努める。

(2) キャリア教育の充実

学生が早い段階から将来への目的意識を持って教育研究活動及び課外活動、社会貢献活動を行うことができるよう、学生の目指す進路の実現に向けたキャリア教育を充実させる。

(3) 就職支援体制の充実

企業や医療機関等との連携を推進し、学生にとって魅力ある就職先

の創出をするとともに、企業等が求める人材を養成するために必要な教育カリキュラムの構築に努める。また、就職希望者の市内及び県内への定着を促進するため、インターンシップ^{※17}の充実等を図り、学生が市内及び県内企業の魅力を知り、体験できる場の確保に積極的に取り組む。

(4) 多様なニーズに応える学習支援体制等の整備

リカレント教育や留学生交流、高等教育の国際展開の整備・充実を図り、あらゆる世代、多国籍の学生が学ぶことができる学習支援体制を構築する。

3 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

ア 地域の「知のローカル・ハブ」として、企業や医療機関、他の高等教育機関、地域社会等と連携し、研究基盤の強化を図り、地域のニーズに応えられるよう基礎分野から応用分野まで幅広い研究を展開する。

イ 工学と薬学の学際^{※18}領域研究に積極的に取り組み、新たな時代に必要となるイノベーションの創出につながる研究を推進する。

ウ 学内外及び国内外の研究機関等との積極的な交流を促進し、相互の人的・物的資源を効果的に活用するとともに、多様な価値観を持った人材の意見を反映させ、教育研究機能の強化を図るための仕組みを検討する。

エ 研究成果については、大学の知的財産として社会に積極的に還元し、産業界の振興、活力ある地域経済に寄与するとともに、世界に向けて情報を発信する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

ア 質の高い研究成果を得るため、研究環境の整備・充実を図るとともに、科学研究費助成事業や受託研究、共同研究等の外部研究資金の積極的な獲得を目指し、申請数、採択率の向上につながる支援体制を構築する。

イ 地域社会や産業界の要請に応じ、柔軟に研究部門を編成できる研究

体制に努め、地域産業の振興や地域課題の解決に積極的に貢献する。

ウ 企業や医療機関、他の高等教育機関等との連携・協力関係を充実・強化し、大学内外の多様な人的・物的資源の効果的な活用を図る。

(3) 研究倫理の徹底

不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために研究者に求められる倫理規範の修得を通して、その徹底を図る。

第3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標

1 地域社会との連携に関する目標

(1) 「知（地）の拠点」の役割を発揮するための組織体制等の整備・充実
地域社会との連携を積極的に進め、地域や行政のニーズを把握し、それらが抱える課題の解決に資するため、大学の持つ知的・人的資源を効果的に活用し、シンクタンク機能を発揮することにより、地域社会の持続的発展に貢献できる「知（地）の拠点」としての役割を果たす。また、そのために必要な組織体制の構築及び教育環境の整備・充実に取り組む。

(2) 地域貢献活動の積極的な展開

地域貢献活動に対する高い意欲と意識を持ち、産学官連携や地域社会との交流を積極的に推進する。また、公開講座の開催や新たな社会人教育プログラムの提供など、多数の者が大学の教育と研究活動に触れ学ぶことができる山口東京理科大学ならではの生涯学習プログラムを推進することで、学生だけでなく市民や社会人が集う「地域に開かれた大学」を目指す。

2 企業・医療機関・他の高等教育機関等との連携に関する目標

企業や医療機関、他の高等教育機関等との連携や地域社会との交流を積極的に推進することで、共同研究などによるイノベーションの創出や地域経済の発展に寄与する。また、教育・研究面においても社会で活躍できる多様性を備えた人材を育成し、大学の持つ知的・人的資源を広く地域社会に還元する。

3 教育機関との連携に関する目標

初等中等教育との連携、高大連携、他の高等教育機関との連携を積

極的に展開し、学生及び教職員の幅広い分野での活動を促進することにより、大学外の多様な知的・人的資源の活用及びネットワークの充実を図り、地域教育の活性化に貢献する。

4 学生の活動の場の創出に関する目標

(1) 学生と企業・地域社会等との連携・交流の場の創出

学生が早い段階から教育研究及び地域貢献に対する明確な目的意識を持って活動を行い、産学官及び地域社会との連携・交流の促進を図るとともに市のまちづくり施策にも積極的に参画できる機会の創出に取り組む。

(2) 学生生活充実のための支援の充実

学生寮の整備や交通手段等をサポートし、学生の市内での活動の場を拡げ、充実した学生生活を送ることができる体制・制度の構築に努める。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

(1) 効率的な業務運営体制の構築

理事長及び学長のリーダーシップの下、明確で責任ある意思決定を迅速に行い、健全な法人運営及び質の高い教育研究活動等を推進し、機動的かつ効率的な業務運営が行える法人組織及び教育研究組織の整備に努める。

(2) 学外有識者等の積極的な活用

多様化・複雑化する社会において、常に健全で安定した法人運営及び大学運営が行えるよう、教職員一人一人が中長期的な視点と高いコスト意識、柔軟性を持って業務に取り組むとともに、学外の有識者等の意見を積極的に取り入れ、持続可能な業務改善に取り組む体制を構築する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

(1) 時代のニーズに対応できる教育研究組織の構築

効果的、効率的で質の高い教育研究活動を継続・発展させ、社会において活躍できる人材を育成するとともに、社会情勢の変化や時代の

ニーズに柔軟に対応できるよう教育研究組織の整備・強化を進め、必要に応じ適切な見直しを行う。

(2) 大学院薬学研究科薬学専攻の設置

薬学における基礎研究を中心として学術研究を推進するとともに、研究者を養成し、及び高度の専門的能力を有する人材を養成するため、令和6年4月を目標に、大学院薬学研究科薬学専攻の設置に向けて取り組む。

3 人事制度と人材育成に関する目標

(1) 教職員にインセンティブが働く仕組みの確立

法人運営及び大学運営が効果的・効率的に行われるよう、公正性、透明性及び客観性が確保される人事制度を導入し、教職員の能力及び取り組んだ業務の成果・実績を公平・公正に評価し、その評価が処遇等に適切に反映される制度を構築する。また、教職員の意欲向上のため、高い評価や業績については、インセンティブが働く仕組みの確立に向けて取り組む。

(2) 教職員研修の充実

F D^{*19} 活動及びS D^{*20} 活動の充実を図り、各種教職員研修への積極的な参加を促進し、教職員の能力及び資質の向上に取り組む。また、その能力等が十分に発揮できる環境を整える。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

(1) 事務の効率化・合理化に向けた業務運営体制の見直し

教職員一人一人が組織における役割を十分に理解するとともに、密接な連携体制をとり、既存の業務の見直しや役割分担の見直し、システム化等を通じ、業務運営等の改善・機能強化を推進し、事務の効率化・合理化を図る。

(2) 中長期視点に立った効率的・合理的な組織づくりの推進

研修等を通じて教職員の資質・能力の向上を図るとともに、中長期的な視点に立った人員計画による効率的・合理的な業務運営ができる組織を構築する。また、必要に応じて改組改編し、必要な体制を整える。

第5 財務内容の改善に関する目標

1 資金の安定確保に関する目標

(1) 効率的な予算執行と安定的な自主財源の確保

公費が投入され、地域に支えられた公立大学であることを踏まえ、安定的な法人運営及び大学運営を行うため、教育研究水準の維持・向上に配慮しながら、経費の見直し及び予算の効率的な執行により支出の抑制を徹底するとともに、自主財源の獲得に努め、中長期的な視点に立った組織の効率化、適正な人員配置等に取り組む。

(2) 外部研究資金獲得に向けた積極的な取組

質の高い教育研究活動が活発に行えるよう、科学研究費等補助金等の国の競争的資金の獲得や、企業等との連携による受託研究費、共同研究費、寄附金等の外部研究資金の獲得に努める。

(3) 入学及び収容定員の確保

入試方法の工夫や知名度向上のための広報活動を積極的に行い、志願者増に取り組み、入学及び収容定員の充足を維持し、安定した自主財源の確保に努める。

2 資金の効果的使用及び透明性の確保に関する目標

限られた資金を有効に活用するため、人員配置の適正化を含む管理的経費の抑制に努め、効率的かつ合理的な業務運営に取り組むとともに、学内資金の効果的な配分を行い、質の高い教育研究活動を推進する。また、財務に関する情報は積極的に公表し、透明性を確保する。

3 資産の管理及び運用に関する目標

健全な法人経営及び大学運営のため、資産の適正な維持管理を行い、有効で効果的な活用を推進する。また、地域貢献活動の一つとして、学生及び教員の教育研究活動に支障のない範囲で大学施設の地域への開放に取り組む。

第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

(1) 評価結果を反映した業務運営体制等の改善

法人経営及び大学運営が適切かつ確実に実施されているかについて、

毎年度、監事による監査や山陽小野田市公立大学法人評価委員会による評価を受け、その結果を検証・反映し、業務運営や教育研究活動等の改善に努める。

(2) 第三者機関による評価の定期的な実施

自己点検、自己評価及び第三者機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価^{※21}機関）による評価を定期的な実施することにより、大学の状況を把握し、法人経営及び大学運営の改善に継続的に取り組む。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

(1) 積極的な情報公開の推進

公立大学として市民や地域社会に対する説明責任を果たし、法人経営及び大学運営の透明性を確保するため、法令等により公表が義務付けられている事項はもとより、研究成果や評価結果、地域社会での活動、業務運営等に関する情報を積極的に公表する。

(2) 積極的な広報活動（情報発信）の推進

山口東京理科大学の知名度の向上と、より多くの受験生に志願される大学、入学し、学びたい大学（選ばれる大学）を目指し、教育研究活動や地域貢献活動等、山口東京理科大学の魅力を積極的に発信し、効果的な広報活動を展開する。

第7 その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

(1) 計画的な施設設備の整備

山口東京理科大学の持つ知的・人的資源を有効に活用し、山口東京理科大学が掲げる基本理念・教育方針に基づいた教育・研究・地域貢献活動の役割が十分に果たせるよう施設設備の計画的な整備を推進する。

(2) 適切な施設設備の維持管理

公立大学として施設設備を将来にわたって良好な状態で有効に活用するため、長期的な展望に立ち、施設設備の機能保全及び維持管理に努める。

2 安全衛生管理に関する目標

(1) 安全衛生管理体制の構築

教育研究活動の円滑な実施に資するため、関係法令等に基づき安全衛生の確保と安全教育の仕組みを確立し、総合的・計画的に実施できるよう安全衛生管理体制を整備する。

(2) 関係機関と連携した危機管理体制の構築

学生及び教職員等の安全を確保し、事故や災害等における被害が軽減されるよう危機管理体制を整備するとともに、関係機関との連携が円滑に行える協力体制を構築する。

3 情報セキュリティに関する目標

山口東京理科大学が保有する情報資産の情報セキュリティを確保することの必要性を十分に認識し、情報セキュリティ体制の整備・強化を図る。

4 法令遵守等に関する目標

高等教育機関かつ公立大学として求められる社会的・公共的使命を果たし、健全かつ適正な法人経営及び大学運営を行うため、法令・研究倫理・社会規範等を厳格に遵守するとともに、学生及び教職員の意識啓発及びその向上に資する取組を推進する。

【用語の解説】

P 1

※1 人工知能（A I）：A Iは、artificial intelligence の略。大まかには「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」と説明されているものの、その定義は研究者によって異なっている状況にある。

P 2

※2 中期目標：公立大学法人が6年間で達成すべき業務運営に関する目標。設立団体の長が定め、当該公立大学法人に示すとともに公表する。なお、設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ当該公立大学法人の意見を聴き、その意見に配慮するとともに、

に、公立大学法人評価委員会の意見を聴くこととされている。

※3 学部：大学において学生や教職員が所属し、特定の学問領域ごとに教育研究を実施する基本的組織。学科により構成される。なお、大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、例えば学際的・総合的な教育研究の実施に対応するため、学部に代えて「学部以外の基本組織」（例：学群、学系、学類）を、学科に代えて「課程」を置くことができる。

※4 研究科：大学院における教育研究上の基本となる組織。研究科の下には複数又は単一の専攻が置かれる。なお、研究科における学問分野の垣根を越えた学際的・総合的な教育研究の実施に柔軟に対応するため、研究科以外の教育研究上、基本となる組織を置くことができる。（例：[教育組織] 教育部、学府、[研究組織] 研究部、研究院）

※5 入学者受入れの方針：アドミッション・ポリシー。各大学、学部・学科等の教育理念、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針に基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学修成果（「学力の3要素」についてどのような成果を求めるか）を示すもの。

〔参考〕学力の3要素：①知識・技能の確実な習得、②（①を基にした）思考力、判断力、表現力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度。

※6 教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー。卒業認定・学位授与の方針の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施するのか、学修成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。

※7 卒業認定・学位授与の方針：ディプロマ・ポリシー。各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標となるもの。

※8 教学マネジメント：大学がその教育目的を達成するために行う管理運営。その確立に当たっては、学長のリーダーシップの下で、卒業認定・学位授

与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（「3つの方針」）に基づく体系的で組織的な教育を展開し、その成果を学位を与える課程（プログラム）共通の考え方や尺度に則って点検・評価を行うという、教育及び学修の質の向上に向けた不断の改善に取り組むことが必要である。

※9 学修成果：プログラムやコースなど、一定の学修期間終了時に、学修者一人一人が自らの学びの成果として、知り、理解し、行い、実演できるようになった内容。多くの場合、学修者が獲得すべき知識、スキル、態度などとして示される「学修目標」と対応するものと考えられる。その際、「学修目標」は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学修者にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものでなければならない。

〔参考〕「学習」と「学修」の違い：「学習」は、学校などで知識や技術を学び習うことを意味するのに対し、「学修」は、一定の過程に従って知識や技術を学んで身につけることを意味する。「学修」には「学習」にはない、身につける、修得するという意味が入っている。

※10 教育成果：大学が、学位プログラム等の教育活動を通じて「学修目標」に定める資質・能力を備えた学生を育成した成果を示すもの。「学修成果」と同様に、「学修目標」と対応するものと考えられる。

〔参考〕学位プログラム：大学等において、学生に短期大学士・学士・修士・博士・専門職学位といった学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計した教育プログラムのこと。

※11 基礎的で普遍的な知識・理解、汎用的な技能等：「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」（平成 20 年 12 月 24 日 中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」）(1) 知識・理解、(2) 汎用的技能、(3) 態度・志向性、(4) 統合的な学習経験と創造的思考力

P 3

※12 キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

〔参考〕キャリア：人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見出していく連なりや積み重ね。

※13 S D G s : Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

※14 Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

※15 数理：数の理論。数学上の理論。計算。計算方法。

※16 データサイエンス：データに関する研究を行う学問。主に大量のデータから、何らかの意味のある情報、法則、関連性などを導き出すこと、又はその処理の手法に関する研究を行うこと。

P 4

※17 インターンシップ：学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

※18 学際：interdisciplinary。研究対象がいくつかの学問領域にまたがっていること。諸科学が総合的に協力すること。「学際的研究」

P 7

※19 F D：ファカルティ・ディベロップメント。教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催等を挙げることができる。なお、大学設置基準等においては、こうした意味での F D の実施を各大学に求めているが、単に授業内

容・方法の改善のための研修に限らず、広く教育の改善、更には研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教員団の職能開発の活動全般を指すものとしてFDを用いる場合もある。

※20 SD：スタッフ・ディベロップメント。職員全員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。なお、「職員」には、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれる。

P 8

※21 認証評価：文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）が、大学、短期大学及び高等専門学校の研究等の総合的な状況等について、各認証評価機関が定める大学評価基準に基づき行う評価。大学等は政令で定められた期間ごとに自ら選択した認証評価機関による認証評価を受けることが義務付けられている。認証評価には、大学等の教育研究等の総合的な状況の評価（機関別評価：7年以内ごとに本評価を受けることが義務付けられている。）と、専門職大学、専門職短期大学又は専門職大学院の教育課程等の評価（分野別評価：5年以内ごとに本評価を受けることが義務付けられている。）の2種類がある。